

## 第2回新型インフルエンザ等対策行動計画審議会 要旨

日 時 平成25年10月23日 14:00～15:00

場 所 保健福祉センター5階 会議室1・2

出席委員 長尾副委員長 西田委員 早川委員長 平山委員 福島委員  
分林委員（五十音順）

欠席委員 池田委員

傍聴者 1名

### 1 開催の挨拶、委員の紹介、審議会成立の報告

（事務局）

委員方が全て揃いましたので定刻前ですが始めます。ただいまより、「第2回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会」を開催致します。本日は天候が悪い中、またお忙しい中、委員の皆さま方におかれましてはお集まりいただきありがとうございます。第1回でご決定いただいたとおり、本審議会は公開での開催となっております。本日、傍聴の希望がございましたので、事前に委員長に許可を頂いております。それでは早速ですが、委員のご紹介について、前回ご欠席で本日もご出席いただいております長尾副委員長についてのみ、ご紹介させていただきます。長尾副委員長、一言お願いします。

長尾副委員長 挨拶

事務局 欠席委員の報告

本日の出席状況については、委員7名中6名の出席をいただいておりますので、寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会規則、第5条第2項の規程により、本会議が成立しています。

配布資料の確認

（事務局 資料に基づき説明）

(早川委員長)

それではただいまから第2回新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を始めたいと思います。本日の議題1「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画の答申について」、答申にあたって、行動計画の最終案について事務局より説明をお願い致します。

## 2 次第審議

### (1) 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画の答申について

(事務局 資料に基づき説明)

(早川委員長)

ただいま、事務局のほうから説明がありまして、全体的に前回第1回の皆さま方のご意見を踏襲して最終案に盛り込んでいると思います。対応そのものを一段階ずつ前倒しし、事前に新型インフルエンザ等に対応するということで、全体的には対応が前回に比べて早めになっているという認識があります。これが市の改訂原案となりますが、何かこの改訂原案について意見はありますか。

(分林委員)

文言の関係ですが、お尋ねします。

- (1) 消防関連について、市改訂原案16頁に記載されている【市対策本部の構成】の表について、「参与 寝屋川市消防署職員」と記載されているが「参与 寝屋川消防署職員」に修正していただきたい。
- (2) 市改訂原案17頁、イ 情報提供手段の確保について、「障害者」ではなく「障がい者」が望ましいのではないかと吟味していただきたい。
- (3) 市改訂原案3頁、1 対策の目的及び基本的な戦略に記載されている「一定の期間に偏ってしまった場合」となっているが、府行動計画では「集中」という言葉が使われている。なので「偏る」ではなく「集中」が望ましいのではないかと。
- (4) 市改訂原案6頁、3 対策の留意点について「特措法その他の法令、市行動計画」と記載されているが、府行動計画(案)6頁では「府行動計画、市町村行動計画又は業務計画」と表現されている。あえて業務計画を抜いたのかが不明である。検討願います。
- (5) 市改訂原案7頁、4 被害想定最後に記載されている「なお、府行動計画も同様に推計されている。」について、同頁の2段落目で「政府行動計画及び府行動計画

では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている」と記載されているので、府行動計画についての記述が重複しているのではないかと思います。

- (6) 市改訂原案9頁、6 発生段階の2行目及び6行目に「行動計画」と記載されているが、これは「市行動計画」ではないかと思います。
- (7) 市改訂原案9頁、6 発生段階9行目の（以下、「緊急事態宣言」という。）について、現在の記述だと緊急事態宣言の定義は「府域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言」だと私は解釈しました。緊急事態宣言とは政府が発するものであり、このままでは政府が発するのか府が発するのか主語が不明なので、「府域において」と「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の間に読点を入れるべきではないかと思います。
- (8) 市改訂原案11頁、(3) 府の役割にて、「指定地方公共機関等」と記載されているが、「指定（地方）公共機関等」との違いは何か。
- (9) 市改訂原案12頁4行目、「地域の実情に応じた計画」は「市計画」ではないか。
- (10) 市改訂原案29頁、表の【対策の考え方】2つ目の黒点「政府対策本部が府域に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策をとる。」とあるが、緊急事態宣言は既に9頁で定義づけられているので「新型インフルエンザ等」は削除してよいのではないか。
- (11) 市改訂原案47頁、(1) 実施体制「市対策本部の廃止」について、大阪府が「廃止」という文言を使用しているが、地域防災計画はおそらく「解除」という言葉を使っているはずなので、「廃止」ではなく「解除」がよいのではないか。

(事務局)

16頁(1)、3頁(3)は修正します。

その他、細かいところは後程検討し、修正します。

[補足事項]

(2) ご指摘の通り、「障害者」から「障がい者」に修正します。

(4) 主語が「市」であり、市は業務計画を作成しないため、ここでは記述していません。

※ 業務継続計画 … 指定地方公共機関、市町村ともに作成します。

※ 業務計画 … 指定地方公共機関のみが作成します。

- (5) ご指摘の通り、「なお、府行動計画も同様に推計されている。」は削除します。
- (6) 2行目は前後の文脈より、主語を確定しない一般論だと思われるため、ここは「行動計画」のままにします。一方、6行目は主語が「市は」と明確に記述されているので、「市行動計画」に修正します。
- (7) ご指摘の通り、読点を加筆します。
- (8) 「指定地方公共機関等」は指定地方公共機関のみを指し、「指定（地方）公共機関等」は指定公共機関と指定地方公共機関の両方を指します。

同箇所は府行動計画の記述に従っているので、現行のままとします。

- (9) ご指摘に従い、「市行動計画」にします。
- (10) ご指摘の通り、削除します。（府行動計画も削除されていたことを確認）
- (11) 府行動計画でも「廃止」となっているので、現行のままとします。

（福島委員）

文言になるのですが、市改訂原案5頁、(4) 府内発生当初（市内未発生期もしくは市内発生早期）～ の括弧部分について、市改訂原案9頁、発生段階の表と見比べ、府内発生早期なので用語としては「府内発生早期」の方が統一感があって良いと思いましたが、市改訂原案4頁、(3) 国内の発生当初等、～ と記述が「当初」で統一されていること、また、府の行動計画4頁、(3) 府内発生当初の段階と(4) 国内外の発生当初等の順番こそ異なるが、府と市の記述の仕方はほぼ同じなので、私の提案といたしましては、市改訂原案5頁、(4) は、あえて括弧書きを付け加えて定義を明確にする必要はないと思います。

（事務局）

ご指摘の通り、削除します。

（長尾副委員長）

市改訂原案11頁、(4) 保健所の役割について、寝屋川保健所ではなくて大阪府下の保健所という解釈でよろしいか。

（事務局）

概ねその通りです。

（長尾副委員長）

市改訂原案13頁、(7) 指定地方公共機関の役割の「指定地方公共機関」とはどうい

うものを指すのか。また、大阪府下なのか、寝屋川市のみなのか。

(事務局)

指定地方公共機関につきましては大阪府知事が公共的な役割をする会社について、公共機関の指定を今後行っていくということになっています。国については、「地方」を抜き、指定公共機関として定義されています。主にはインフラ整備の部分等の企業を今後特措法等の中で指定し、対策を講じていく形になると思います。

(早川委員長)

では、この「指定」はこれから指定されるのですか。

(事務局)

国は既に指定されていますが、大阪府は10月1日付に第一次指定分を何か所か指定したので、今後第二、第三と増えていくと思われます。

(早川委員長)

具体的には何を指しますか。

(事務局)

大阪ガスやNTTや電鉄会社を指し、国では医師会や病院協会も含まれます。地方は今後、進めていく形だと思います。

(早川委員長)

国が指定したら地方も同様に指定されるのか。

(事務局)

概ねその通りになると思います。

(早川委員長)

行動計画の原案として実際様々なことが起こった場合、私どもが直接関係してくるのは休日診療所等ですが、具体的に事が起こった場合の具体的な行動計画等々はこれから進めて行かなければと思います。

他に質問等はありませんか。無いようでしたら、この原案の細かい文言に関しては訂正することを踏まえた上でこの案で市に対します、本会議の答申とさせていただいてもよろしいでしょうか。

## 異議の有無の確認

(異議無し)

(早川委員長)

ありがとうございます。では、この改訂原案を道上部長に受領していただきたいと思  
いますのでよろしく願いいたします。

## 改正原案の受領

(早川委員長)

平成 25 年 9 月 9 日付け保健第 1890 号をもって、寝屋川市新型インフルエンザ等対策  
行動計画審議会に諮問がありました、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく寝  
屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）につきましては別添のとおり答申いた  
します。委員長早川貫治。

## 道上部長、早川委員長より答申を受け取る

(早川委員長)

ただいま、市の方に答申をさせていただきました。この計画に基づきまして、今後パ  
ブリックコメント等の実施や、大阪府に紹介も予定されておりまして、最終的な変更等  
の確認につきましては、私にご一任いただくということで、皆さまよろしいでしょうか。

## 異議の有無の確認

(異議無し)

(早川委員長)

ありがとうございます。それでは2回に渡りまして、新型インフルエンザ等行動計画  
につきまして色々皆さま方活発なご議論いただきましてありがとうございます。この特  
別法が実施されることがないのが良いのですが、近年 2009 年のパンデミックもありまし  
たのでそれに準じてより日常の体制を固めておく必要があるので、今後とも皆さま方  
にはご協力よろしく願いしたいと思います。

(保健福祉部 道上部長)

部長の道上でございます。本日は御多忙のところ「第2回寝屋川市新型インフルエン  
ザ等対策行動計画審議会」に出席いただきお礼を申し上げます。「ありがとうございます

た。」本日いただきました答申については、委員の皆さまに幅広く、専門的な見地での議論を重ねていただき、ありがとうございました。今年度当初には、中国で鳥インフルエンザ（H7N9）のヒト感染が数多く報告されたこともあいまって、新法に基づく本市の行動計画の策定は、急務となっております。皆さま方のご協力もあり、非常に窮屈なスケジュールではありましたが、より良いものになったと感謝しております。今後、新型インフルエンザ等対策におきまして、必要な際にご意見いただくこと、また、実際に新型インフルエンザ等が発生した折には、皆さま方から、専門的なご意見をいただく場面も出てこようかと存じますので、引き続きよろしく願いいたします。本日は皆さま、ありがとうございました。

（早川委員長）

ありがとうございました。それでは「その2、その他」にうつります。事務局お願いします。

## 2 その他

（事務局）

今後のスケジュールの説明をさせていただきます。今回いただきました答申は案といたしまして、委員長から説明がありましたとおりパブリックコメント、府に照会しその後、市・議会への報告、府・知事への報告となっております。計画策定後、マニュアル策定後につきましても皆さま方のご協力が必要となりますので、またよろしく願いします事務局としては以上でございます。

## 3 閉会

（早川委員長）

ありがとうございました。これにて本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。以上を持ち新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を終了したいと思います。また、この後事務局からご連絡があればよろしく願いいたします。ご苦労様でした。

（閉会）